

浜情委第132号

平成29年3月8日

浜松市長 鈴木康友 様
(都市計画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒井英人

浜松市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について (答申)

平成28年11月21日付け浜都計第96号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

「市営住宅〇〇団地の入居が許可された住民等につき、(1) 各室の入居者及び同居の承認を得た同居者の氏名、性別、職業 (2) 使用許可を得た者の使用駐車場番号及び登録車番号」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第89号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年7月8日、「市営住宅〇〇団地の入居が許可された住民等につき、(1)各室の入居者及び同居の承認を得た同居者の氏名、性別、職業(2)使用許可を得た者の使用駐車場番号及び登録車番号」の公開請求をした。
- (2) 平成28年7月13日、実施機関は、当該情報は、個人に関する情報のため、浜松市情報公開条例第7条第2号を適用し、公文書を全部公開しないことを決定し、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年10月4日、審査請求人は、(2)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成28年11月21日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る非公開処分を取消し、請求された公文書を公開するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 処分庁より請求のあった公文書の全部を公開しないとの決定通知書を受けた。

イ 処分庁は、その根拠規定を浜松市情報公開条例第7条第2号とし、適用理由を「個人に関する情報のため」としている。

ウ しかし、本件公開請求された情報は浜松市情報公開条例第7条第2号ただし書が適用される情報であり、公開される情報であるから、これを非公開とした決定は、法令等の適用解釈を誤った決定であり、失当である。

エ 本件処分により、審査請求人は、被っている心身の健康被害を止め、回復するための諸法的権利を迅速に行使することが困難に陥っており、且つ、公営住宅を「住宅」として使用することが困難である不利益を被っている。

オ 以上の理由から、本件処分を取消し、請求者が求める公開請求を認める決定を求めるため、本審査請求を提起した。

(3) 反論書での主張

浜松市情報公開条例第7条2号ただし書アの該当性について、住民票の写し等の交付は、正当な理由がある者から、住民票の写しで一定の事項のみが表示されているもの等が必要である旨の申出があり、かつ、申出を相当と認めるときは、申出者に住民票の写し等を交付することができる。(住民基本台帳法12条の3、1項)

本件請求の個人情報のうち「各室の入居許可書および同居の承認を受けた同居者の氏名、性別」は住民基本台帳に記載された情報であり、だれでも交付の申出ができ且つ法令の定めにより依拠して交付されるなど、何人も知りうる状態におく法令が存在することから、本個人情報には浜松市情報公開条例第7条第2号アに該当する情報ということができる。駐車場番号及び当該番号駐車場を利用する車両の自動車登録番号は、物理的に覚知され何人にも物理的に公開（視認）されていることから、それを非公開とする理由はない。

浜松市情報公開条例第7条第2号ただし書イの該当性について、公営住宅を静かに安眠できる本来の住宅として使用することは、精神的な各種ストレス、睡眠不足、死に至る様々な病状を防止し軽減することに直結し、その利益は、如何なる財産的利益等に比べても、大きく深い。

本件公開請求の対象に含まれる個人に関する情報は、本来一定範囲の他者に当然開示される本人確認情報に過ぎず、本人個人は勿論、広く一般に流布し使用されている情報である特質を有することに鑑み、当該情報を公開する利益は、公開しない利益に比べ著しく大きい。

4 実施機関の主張

本件審査請求の争点は、本件公文書公開請求の対象となる公文書中に、浜松市情報公開条例第7条第2号本文に規定する「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」が含まれるが、浜松市情報公開条例第7条第2号ただし書の規定が適用され、本件公開請求の対象となる公文書を開示すべきか、という点にあるが、次の理由で、本件処分は適当（正当）である。

浜松市情報公開条例第7条第2号アについては、「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、現在何人も知りうる状態におかれていた情報又は今後何人も知りうる状態におくことを予定している情報を指すところ、本件個人情報を何人も知りうる状態におく、又はおくことを予定することとしている法令等又は慣例は存在しないため、これに該当しない。

なお、審査請求人は住民基本台帳法第11条の2第1項第3号の規定があることを理由に、浜松市情報公開条例第7条第2号アで以って本件個人情報が公開されるべき旨主張するが、住民基本台帳法の第11条の2第1項第3号の規定は、住民基本台帳の一部の写しを閲覧することができる者を限定するものであつて、何人も閲覧することができることとしているものではない。

したがって、住民基本台帳法第11条の2第1項第3号の規定があることを理由として、本件個人情報を浜松市情報公開条例第7条第2号アに該当する情報ということではできない。

浜松市情報公開条例第7条第2号イについては、個人に関する情報であっても、公開

することの公益が優先される場合は例外的に公開することを認めているものであり、本件公文書公開請求の対象となる公文書に含まれる個人に関する情報を公にしないことにより得られる利益と、公にすることによって得られる利益を比較衡量して判断することとなる。

当該情報を公開しないことによって得られる利益は、市営住宅〇〇団地の各室における入居者及び同居の許可を得た同居者のプライバシーが保護されることである。人が何処に住んでいるかという情報自体が保護されるべき情報であるところ、市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するためのものであり、市営住宅の入居者の氏名を明らかにすることは、当該者が一定の所得階層に属することを明らかにするものであるから、より一層保護される利益の大きい情報である。

一方、当該情報を公開することによって得られる利益は、審査請求人の言うところによれば、審査請求人の心身の健康被害を止め回復するための諸法的権利を迅速に行使し、かつ公営住宅を住宅として使用することができる、ということである。審査請求書によれば、審査請求人は、本件個人情報を用いて、審査請求人に対して「健康被害」を与えているという者を特定し、同人に対して、告訴又は告発をすることを含め「私権（人権及び人権を守るための訴権他）」を行使することに用いようとしていることがうかがえるが、そうすると、本件個人情報の公開は、審査請求人の私益を守る手段になる可能性はあるものの、それを越えた公益的な目的があるとは認めがたい。

以上のことからすれば、審査請求人の言うところの、審査請求人の心身の健康被害を止め回復するための諸法的権利を迅速に行使し、かつ公営住宅を住宅として使用することができることが、市営住宅〇〇団地の各室における入居者及び同居の許可を得た同居者のプライバシーを保護することを上回るほどの公益性があるとは認められないから、本件個人情報は、浜松市情報公開条例第7条第2号イに該当しない。

5 委員会の判断

本件審査請求において、対象となる公文書は「市営住宅〇〇団地の入居が許可された住民等につき、(1)各室の入居者及び同居の承認を得た同居者の氏名、性別、職業(2)使用許可を得た者の使用駐車場番号及び登録車番号」で、戸籍的事項に関する情報、経歴等に関する情報及び財産に関する情報であり、浜松市情報公開条例第7条第2号の個人情報に該当する情報である。

審査請求人は、審査請求書において、本件公開請求された情報は浜松市情報公開条例第7条第2号ただし書ア、イが適用される情報と主張している。

浜松市情報公開条例第7条第2号アの規定は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、公開することを定めたものであるが、審査請求人が主張する住民基本台帳法第11条の2第1項第3号の規定による閲覧及び住民基本台帳法第12条の3第1項の規定による住民票の写し等の交付は、特定の者から閲覧又は写しの交付の申出があり、かつ当該申出を相当と認められるときに限定

されている。また、道路運送車両法第22条による登録事項等証明書についても交付は限定されている。いずれも何人も知りうる状態におく法令に該当するとは解されず、本件請求情報は、浜松市情報公開条例第7条第2号アに規定する、一般に公にされている又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

また、浜松市情報公開条例第7条第2号イの規定は、個人に関する情報について、非公開により保護される個人の権利利益よりも、公開により保護される人の生命、健康、生活又は財産に係る公益が上回るときに、例外的に当該情報を公開することを定めたものと解される。

審査請求人は、本件請求対象情報が、「被害者に差し迫った生命の危険を回避するために喫緊に必要で必須な情報」である旨を主張し、他方、実施機関は、「本件個人情報の公開は、審査請求人の私益を守る手段になる可能性はあるものの、それを超えた公益的な目的があるとは認め難い」と述べている。

双方の主張を踏まえて調査及び審議した結果、当委員会として、本件請求対象情報を例外的に公開することで、非公開により保護される個人の権利利益を上回る公益は見出し難い。

したがって、実施機関が非公開とした情報は浜松市情報公開条例第7条第2号本文の規定に該当し、非公開としたことは妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会の処理経過は、別記のとおりである。

(別記) 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年11月21日	諮問を受けた。
11月21日	審査庁から弁明書を受理した。
12月14日	審査庁から反論書を受理した。
12月26日	諮問の審査を行った。
平成29年 1月30日	答申案の検討を行った。
2月24日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事

委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
----	--------	----------------

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順